

**資料4 - 3 振動規制法第16条第1項の規定に基づく
指定地域内における道路交通振動の限度（要請限度）**

（振動規制法施行規則別表第2）

時間の区分 区域の区分	昼 間 8時～19時	夜 間 19時～8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

（注）第1種区域及び第2種区域は、振動規制法に定める指定地域の区域の区分